

令和3年7月5日

市政記者各位

## 新たに遠隔手話通訳サービスを開始します

福岡市では、聴覚障がい者等で手話通訳を必要とする方が官公庁での手続きや病院への受診等を行う際、必要に応じて手話通訳者の派遣を行っています。一方で、新型コロナウイルスの発生により、手話通訳者の感染懸念や、マスク着用による口話の困難など、手話通訳者の同行が困難な状況があります。

そこで、感染症や自然災害の発生時など、手話通訳者の同行派遣が困難な場合を想定し、スマートフォンやタブレットを使用した、遠隔手話通訳を新たに導入します。

つきましては、市民の皆様への広報にご協力いただきますようよろしくお願いいたします。

### 1 サービス開始

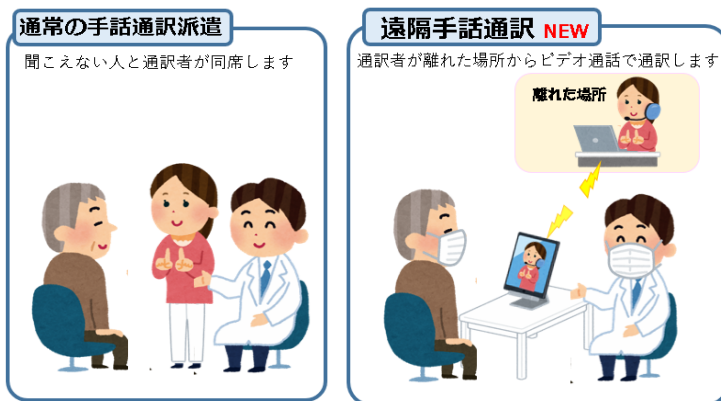
令和3年7月7日

### 2 対象者

福岡市内に居住する聴覚障がい者等で  
手話通訳を必要とする方

### 3 派遣対象となるケース

感染症や自然災害発生時で、手話通訳者の同行派遣が困難な場合



### 4 申請方法

聴覚障がい者情報センターに FAX またはメールで利用したい日時を指定し申請。

FAX 番号：092-718-1718

メールアドレス：center-haken@c-fukushin.or.jp

### 5 必要な物

スマートフォンまたはタブレット端末、端末用スタンド

※スマートフォンまたはタブレット端末をお持ちでない場合は、一時貸出も可能。

### 6 利用方法

- ① 利用者のスマートフォンやタブレットに“Live On”(※)をインストール。
- ② 指定の日時に、遠隔通訳が必要な場所でアプリを起動し、ログイン。
- ③ 聴覚障がい者情報センターで待機する手話通訳者が通訳を行う。

※手話通訳利用料金は無料。

(※)Live On  
Web会議システム用アプリケーション。アプリケーションの利用料は無料。  
通信料は利用者負担。

【問い合わせ先】

保健福祉局障がい者部障がい者支援課  
奥田・藤村

電話 711-4985 (内線 2084)